## ○前監査委員の服務に関する調査特別委員会委員長報告

前監査委員の服務に関する調査特別委員会委員長 谷 崎 徹

「前監査委員の服務に関する調査特別委員会委員長報告」を申し上げます。

当委員会は、平成25年3月22日の会議において、「椢原幸告前 監査委員の服務に関する100条調査に関する決議」により設置され、「椢原幸告前監査委員の地方自治法第198条の3第1項に規定 する服務に関する事項」及び「椢原幸告前監査委員の地方自治法第198条の3第2項に規定する服務に関する事項」の調査事項が付 託され、本議会より地方自治法第100条第1項の権限を委任され ました。

当委員会は、平成25年4月23日から8月28日までに、5回の委員会を開催し、調査を行いました。

調査の詳細につきましては、お手元に配付の委員会調査報告書をご参照頂くこととし、以下、調査の概要について申し上げます。

まず、当委員会の『調査の趣旨』を申し上げます。

「椢原幸告前監査委員の服務に関する100条調査に関する決議」の提案者が、市に対する訴訟に関する文書の情報公開請求を市の総務課に対して行い、関係文書を閲覧したところ、監査委員や監査委員事務局長しか知り得ないはずの文書が訴訟の原告の一員である潮崎議員側からの証拠書類として提出されていたことが分かりました。

このことから、このような書類が、どのような経緯で原告の弁護士に渡ったのか、どこからこれらの書類を手に入れたのかを問題とし、当時、議会選出監査委員であった椢原議員が監査委員の権限を行使するなかで知り得た情報を住民訴訟の原告側に渡したとなると、地方自治法に規定されている監査委員の「公正不偏の原則」や「守秘義務の服務規定」に違反する行為を行ったこととなり、鳴門市の監査の信頼性を損ねかねないこととなることから、この事件の経緯を明らかにするとともに、その行為が、「公正不偏の原則」及び「守秘義務の服務規定」に違反することとなるかを調査の目的とし、市民への説明責任を果たすことが調査の趣旨でありました。

当委員会は、事実確認のために、鳴門市議会 椢原幸告議員、鳴門市企業局長 山内秀治氏、鳴門市監査委員事務局長 森 純史氏、鳴門市議会 潮崎焜及議員の4人を参考人として招致し、質疑を行い、意見を求めました。

4人の参考人に対して事実確認を行った結果、調査の趣旨である「監査委員や監査委員事務局長しか知り得ないはずの文書がどのような経緯で、潮崎議員の裁判の資料として提出されたのか。」についてが確認されました。

はじめに、『椢原議員の参考人招致』の場においての質疑・応答・ 意見についてご報告いたします。

まず、市に対する訴訟原告側からの証拠書類として提出されていた「企業局長から鳴門市監査委員への申し入れ書」、「椢原議員と監査委員事務局長とのやりとりが詳細に記載された書類」及び「椢原議員から鳴門市企業局長 山内秀治氏に内容証明郵便で送った確認書」は、椢原議員が自ら潮崎議員に渡したということが確認されました。またこれらの書類については、潮崎議員が要求したものではなく、椢原議員が自らの判断において渡したとのことでした。

椢原幸告議員が潮崎焜及議員に書類を渡した経緯としては、「企業局長が法的な根拠がないにも関わらず、監査の中身についておかしいというような、監査結果について説明を求めるような申し入れ書を送付してきたので、監査委員である自分に対する不当な圧力であるととらえ、このことを知らなければ一番不利益を受けるであろう訴訟原告側の潮崎議員に、公正不偏の態度を保持するために書類を渡した。」とのことでありました。

「潮崎議員に、これらの資料を渡した時、監査委員としての服務 規定や公正不偏の原理に違反するとは思わなかったのか。」という質 疑に対しては、「監査委員として知り得た情報で、プライバシーに関 わること、守秘義務の範囲にかかるかかからないのかを判断するの は、監査委員自身であると思っている。また、監査委員として知り 得たことがすべて守秘義務にあたるというわけではないと判断して いる。」とのことでありました。

そして、「潮崎議員には資料を渡しただけで、その後のことについ

ては、関知していない。」とのことでした。

また、「資料のうち、椢原議員と監査委員事務局長との2人の会話をテープ起こししたものが裁判資料となっていることについて、どのような意図で、監査委員事務局長の了解を得ずに会話を録音したのか。」ということについては、「監査委員事務局長から、住民訴訟に関して、監査委員として得た資料を処分したいので事務局に持ってくるようにとの要請があったが、資料の処分についての法的根拠が本当にあるのか疑問であり、自分に対する不当な圧力を感じていたことから、監査委員事務局長には了解を得ずに、会話をボイスレコーダーで録音した。」とのことでありました。そして、録音するという行為については、「監査をする中で、確実な違法行為や不正がある場合、告発することも監査委員の義務と考えており、その証拠を残す意味で録音した。」とのことでした。

そして、告発について、潮崎議員に資料を渡すのではなく、なぜ 自分で告発しなかったのかということについては、「どうするのかは 自分の判断による。」とのことでした。

ボイスレコーダーで録音した会話のデータを潮崎議員に渡したことについては、「監査委員としての中立性・独立性に対して、不正・不当な圧力をかけてきたと考えたので、一連の資料として渡した。」とのことでした。

また、「監査委員としての任期中は、監査委員として一生懸命その職務を全うしたつもりであり、この度の住民監査請求については、鳴門市の行っていることが間違っているという判断を下して、報告書をまとめた。」とのことでありました。

次に、『山内企業局長の参考人招致』の場においての質疑・応答・ 意見についてご報告いたします。

椢原議員に対して、「企業局長から鳴門市監査委員への申し入れ書」を送付したのは、「監査報告書が裁判結果のような表現の内容であったため、労使交渉の中で相手方の組合に対しても説明する責任もあるため、監査委員に対して異議申し立ての制度がないことは知っていたが、申し入れ書という形で回答がもらえるならば、詳しい所見を聞きたかった。」とのことでした。また椢原議員から内容証明郵便で送られてきた確認書については、「私信としてとらえ、私信に回答

する義務はないため回答しなかった。その確認書には、「回答がないのであれば、申し入れ書の法的根拠はない。」とする内容が書かれており、申し入れ書を送ったことについて、法的根拠がないという証明作りのための確認書であると思っている。」とのことでした。

また、意見として、「椢原議員は、企業局長である自分に対し、圧力をかけられたと言っているが、椢原議員は、監査委員の職務権限により、私からの申し入れ書を却下しており、権力のない自分に圧力をかけられたというのは、そういう理由にしないと守秘義務違反となり、公正不偏の態度が保てないからではないか。」との意見がありました。

次に、『森監査委員事務局長の参考人招致』の場においての質疑・ 応答・意見についてご報告いたします。

どのような経緯があって、椢原議員と監査委員事務局長は、平成24年12月26日に話し合いに至ったのかということについては、「椢原議員は、平成24年8月23日に提出された住民監査請求の資料を、監査期間が過ぎ、監査委員の職を退いた後も持っていたことから、外部に漏れると重大な事態になるため、まず電話で、監査委員事務局に持参し処分するか、適正な管理のお願いをし、後日、椢原議員が監査委員事務局に来たときに話しあった。その時の会話がボイスレコーダーで録音されていることは、全く知らなかった。」とのことでした。

また、椢原議員に書類の処分や保管を求めた詳しい理由は、「住民監査請求の様式には、請求人の住所、氏名等の保護すべき個人情報が記載され、事実証明の書類が添付されている。監査の公表に対しても、個人情報保護の観点から、住所、職業等省略して告示していることからも監査終了後の一連の書類については速やかに処分もしくは適正な管理等が必要であるため、その旨の注意喚起をした。」とのことでした。

また、「椢原議員から監査委員事務局長に対し、申し入れ書に対して却下するという書面を先に作成し、監査委員に見せたことが不当圧力と言われているが、そのことについてどう思うか。」との質疑に対しては、「委員に対して文案等を示すのが監査委員事務局の役割であると判断しており、監査委員はそれを受けて、可否を判断するの

が役割である。可否の判断の権限が監査委員にある以上、監査委員が不可と判断したことを監査委員事務局の判断で継続することはなく、委員の判断を覆すことは立場上出来ず、監査委員事務局長が監査委員に圧力をかけることは不可能である。」との意見がありました。また、「監査委員事務局は、監査委員の補助部局として設置されたものであり、事務局長に対する指揮権や命令権は、監査委員が持っていると考えている。」とのことでした。

次に、『潮崎議員の参考人招致』の場においての質疑・応答・意見 についてご報告いたします。

裁判資料として提出した資料について、いつ、どこで、どのように入手したのかということについては、「平成25年1月上旬に、椢原議員から、公正不偏の立場から、資料を提供したいとの申し入れがあり、受け取った。」とのことでした。

また、椢原議員が、資料を潮崎議員に渡したということについては、「私は、検察官や裁判官のような専門家ではない。ただ、判例によると、「法的に保障に値することは公にしてはならないが、一般的には、違法行為については秘密として保護されることはない。」また、「違法秘密については、保護に値せず、守秘義務違反ではないとされている。」」との意見がありました。

また、潮崎議員がどのような判断のもとで、椢原議員から提供された資料を弁護士に渡したのかということについては、「提供を受けた資料によると、企業局長の不当な行為及び監査委員事務局長の地位、立場を利用した不平等な行為は、看過することができず、企業局長は、住民訴訟で係争中であるにも関わらず、監査の内容を変更しようと試みており、正当な手続きを経ずに住民監査の判断を歪め裁判を有利に進めようとする意図があると言わざるを得ないと感じ、秘密裏に、圧力をかける姿勢は公務員の資質を著しく欠如している。また、監査委員事務局長についても、事務職の公務員であり、権限もないのにもかかわらず、自らの判断で作成した監査結果を監査委員に強要しようとしており、監査委員の指示なく監査の判断に影響する行為はするべきでなく、監査委員事務局長は、公僕としての質に欠如していると思う。こうした事実から、住民監査請求人として強い怒りを覚え、鳴門市民に対して背信的な公務員として常識外れ

の行為として強く非難されるべきであると考えた。」とのことでした。 また、「裁判資料については、すべて弁護士に渡しており、どの資料を司法の場で使用するのかは弁護士に任せている。」とのことでした。

委員からの、「企業局長の行為が違法かどうか確定されていないのに、椢原議員から資料を受け取る時に、椢原議員が守秘義務に違反するのではないかと思わなかったか。」との質疑に対しては、「その時点では、まったく思わなかった。」とのことでした。

また、椢原議員と監査委員事務局長の会話を録音した音声データは、監査委員事務局長の了解を得たものではないものであり、そのようなものは、資料や証拠にはならないのではないのかとの質疑に対しては、「秘密に録音したことを犯罪のように言うが、事実は事実であるので、それは自由であり、何ら問題はない。」とのことでありました。

当委員会では、以上4人の参考人への質疑・応答・意見を踏まえ、 委員会としての調査結果の取りまとめを行いました。

参考人を招致した後の委員の意見としては、「椢原議員への質疑で明らかになったように、椢原議員は守秘義務を犯しており、そのことについて全く反省していないような態度が見えるので、何らかの処分を与えるような決議をしてほしい。」、また、「椢原議員が潮崎議員に書類を渡したことがはっきりとしたことにより、情報公開条例に、「個人情報取扱事務は、目的以外の目的のために保有個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。」と明確にうたわれていることからも、守秘義務に違反する。」との意見、また、「守秘義務違反の問題以前に、監査委員としての倫理の問題であり、倫理感に欠如しているからこのような問題が起こる。」との意見がありました。

また、「監査委員の守秘義務の範囲について確認すべきであり、椢原幸告議員の行動がただちに守秘義務違反にあたるとはいえない。」との意見もありました。「市への情報公開請求により、公開される資料については、守秘義務に値する資料ではなく、椢原幸告議員の行動は守秘義務違反には該当しない。」との意見がありました。

また、「本来、監査委員が守秘義務を犯したというのであれば、監

査委員事務局がしかるべき対応を取り、訴えを起こすべきである。 このたび潮崎議員に渡した情報が守秘義務にあたるのか。」との疑問 の意見もありました。

以上、委員からは、守秘義務違反にあたる、守秘義務違反にはあたらないとの意見に分かれたため、採決により、委員会の判断を決定することとしました。

当委員会では、付託された2つの調査事項、地方自治法第198条の3第1項についての調査、「監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査をしなければならない。」との調査事項に対して違反しているという意見は出ませんでしたので、違反しているとの結論には至りませんでした。

地方自治法第198条の3第2項についての調査、「監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」についての調査事項の委員会としての判断については、「椢原議員が守秘義務を犯しているとの結論付け」に賛成の委員の挙手を求めたところ、挙手多数により、「椢原議員が守秘義務違反を犯している。」との結論に至りました。

最後に、委員からは、再発防止のためには、高い倫理感を持った上で監査委員としての役割をいかに果たしていくかということが重要であるとの意見がありました。

また、監査委員事務局に対して、この度の調査は、監査委員に関する事犯であるので、今後、監査委員事務局においても、高い倫理感、職務感を持ち、職責を果たすように求めるとの意見がありました。

以上で、「前監査委員の服務に関する調査特別委員会」の調査報告 を終わります。